

副 本

平成24年(ワ)第328号, 平成25年(ワ)第59号

志賀原子力発電所運転差止請求事件

原告 北野 進 外124名

被告 北陸電力株式会社

令和6年10月17日

準備書面 (35)

金沢地方裁判所 民事部合議B係 御中

被告訴訟代理人弁護士

山 内 喜 明



同

江 口 正 夫



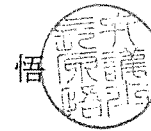
同

池 田 秀 雄



同

長 原 悟



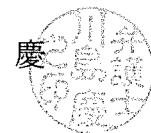
同

八 木 宏



同

川 島 慶



## 目 次

第 1	はじめに .....	3
第 2	原告ら第 5 7 準備書面に対する認否 .....	4
1	「第 1 はじめに」について .....	4
2	「第 2 地震の基礎」について .....	4
3	「第 3 令和 6 年能登半島地震から明らかになった志賀原発の問題点」について .....	7
4	「第 4 被告準備書面 (34) に対する反論」について .....	25
5	「第 5 求釈明事項」について .....	26
6	「第 6 結語」について .....	26
第 3	令和 6 年能登半島地震の知見を踏まえても本件敷地内断層は「将来活動する可能性のある断層等」に該当しないこと .....	27
1	はじめに .....	27
2	令和 6 年能登半島地震後の調査において本件敷地内断層は「将来活動する可能性のある断層等」ではないことが再確認されたこと .....	27
3	「被告準備書面 (34) に対する反論」について .....	31
第 4	結語 (今後の新規制基準適合性審査の見通し) .....	41

被告は、本準備書面において、令和6年5月7日付け原告ら第57準備書面に対し、必要と認める範囲で認否・反論する。

なお、略語は平成24年9月26日付け答弁書の例による。

## 第1 はじめに

令和5年12月11日付け被告準備書面(34)で述べたとおり、同年3月3日の第1121回審査会合において、本件原子力発電所の敷地(以下「本件敷地」という。)内に存在する断層(以下「本件敷地内断層」という。)はいずれも新規制基準にいう「将来活動する可能性のある断層等」に該当しないとする判断が原子力規制委員会から示された。

その後、令和6年1月1日に石川県能登地方でマグニチュード7.6の地震(以下「令和6年能登半島地震」という。)が発生したところ、同地震において、本件原子力発電所の安全確保に問題が生じていないことは、同年4月26日付け上申書で述べたとおりである。

この点、原告らは、第57準備書面において、令和6年能登半島地震について述べるとともに、準備書面(34)に対する反論及び「求釈明」を行っている。

そこで、以下、第57準備書面に対する認否を行うとともに(後記第2)、令和6年能登半島地震の知見を踏まえても本件敷地内断層が「将来活動する可能性のある断層等」に該当しないことが再確認されたことを詳述し、準備書面(34)への反論に対する再反論を行う(後記第3)。また、「求釈明」については、令和6年8月30日付け「求釈明事項に対する回答書」で述べたとおりである。

第2 原告ら第57準備書面に対する認否

1 「第1 はじめに」について

第1文は認める。

その余は争う。

2 「第2 地震の基礎」について

(1) 「1 地震現象の基本（地震，断層，アスペリティ）」について

ア 「(1)」について

概ね認める。

なお，4頁12行目ほか複数箇所の「強振動」はいずれも「強震動」の誤記と解される。

イ 「(2)」について

第1段落及び第2段落は概ね認める。

その余は知らないし争う。

原告らが述べる2000年鳥取県西部地震については，答弁書115，116頁で述べたとおり，文献調査等により当該地震の発生前から存在していた活断層あるいは活構造との関連が確認できる地震であり，原子力発電所の耐震設計等で実施する詳細な調査が行われていれば，活断層もしくは活構造が把握されることで発生が予測できていた地震である。

なお，原告らは，甲B394号証77，78頁に依拠し，「震源断層面の長さは40kmなのに，地表地震断層はその一部である8kmしか出現しなかったなどという例も少なくない」（原告ら第57準備書面7頁）とも述べるが，同書証には具体例が示されておらず，原告らの主張の根拠は明らかでない。

この点，被告は，本件原子力発電所において，「長さが短い孤立した活断層」といわれる小規模な断層であっても，安全側

の評価として、より長い活断層と同様に評価している（乙A47の6-5-69頁）。

ウ「(3) 地震がもたらす現象」について

(ア)「ア」について

第2段落及び第3段落は概ね認める。

その余は知らないし争う。

なお、本件原子力発電所の原子炉建屋等の主要な建屋は岩盤に直接設置されており、また、重要構造物と斜面には十分な離隔があることから、原告らの述べるような液状化や斜面崩壊が生じることはない。

また、原告らは、国土技術政策総合研究所作成の「震度、最大加速度の概略の対応表」なるものを示すが、現在、同研究所ウェブサイトにおいてかかる表は確認できず、当該対応表がいかなる根拠、条件で作成されたかも不明である。

この点、気象庁は、「実際の地震波はさまざまな周期の波が含まれているので、震度7が加速度で何g a lに相当すると言えません」としており（乙B177）、広島地方裁判所令和3年11月4日決定（乙D58。同抗告審の広島高等裁判所令和5年3月24日決定（乙D59）により抗告棄却、確定）においても、「気象庁は（略）震度7が加速度で何ガルに相当するといえないとしている。」（乙D58の76頁）と判示されている。

(イ)「イ」について

知らないし争う。

なお、平成26年7月3日付け原告ら第22準備書面については、準備書面(34)第7の2で述べたとおりである。

(ウ) 「ウ」について

知らないし争う。

(2) 「2 地震学の限界から要求される耐震水準，意思決定・判断の在り方」について

ア 「(1) 地震学の限界」について

(ア) 「ア」について

不知。

(イ) 「イ」について

甲B399号証及び福井地方裁判所平成26年5月21日判決（甲D1：判例時報2228号72頁）に原告らが引用する記載があることは認め、その余は知らないし争う。

なお、上記判決は、控訴審の名古屋高等裁判所金沢支部平成30年7月4日判決（判例時報2413・2414号71頁）において取り消されている（確定）。

(ウ) 「ウ」について

甲B400号証に原告らが引用する記載があることは認め、その余は知らないし争う。

なお、甲B400号証は、水戸地方裁判所平成24年（行ウ）15号事件において甲D194号証として提出されたものであるところ、同事件一審判決（令和3年3月18日判決・判例時報2524・2525号40頁（控訴））において、当該証拠に基づく同事件原告らの主張は排斥されている（同167，168頁）。

(エ) 「エ」について

甲B401号証に原告らが引用する記載があることは認め、その余は知らないし争う。

イ「(2) 原発に求められる耐震水準、意思決定・判断の在り方」  
について

(ア)「ア」について

甲B399号証に原告らが引用する記載があることは認め、その余は知らないし争う。

(イ)「イ」について

1986年にチェルノブイリ原子力発電所事故が発生したこと、2011年に福島第一原子力発電所事故が発生したこと及び原子力規制委員会の「敷地内及び敷地周辺の地質・地質構造調査に係る審査ガイド」に原告らが引用する記載があることは認め、その余は知らないし争う。

ウ「(3)」について

争う。

3「第3 令和6年能登半島地震から明らかになった志賀原発の問題点」について

(1)「1 令和6年能登半島地震の発生と志賀原発に及ぼした影響」  
について

ア「(1) 令和6年能登半島地震の発生」について

(ア)「ア」ないし「カ」について

概ね認める。

(イ)「キ」について

鈴木康弘・渡辺満久両氏らにより、「富来川南岸断層に沿う地震断層の発見」(甲A100)と題する報告がなされたこと、同報告が共同通信社や日本放送協会(NHK)により報道されたこと(甲A101, 甲A102)は認め、その余は知らないし争う。

ただし、産業技術総合研究所地質調査総合センターの調査によれば、鈴木氏らが地震断層と主張する地表変状について、液状化による地盤沈下や道路工事の影響の可能性が指摘されている（乙A188）。

また、被告も、富来川南岸断層の北東端付近及び南西部の海岸線沿いにおいて、令和6年能登半島地震後に追加調査を行った結果、同断層が海側へさらに延長すること等を示唆する状況は認められず、本件原子力発電所の安全上問題となるものではないことを確認し、原子力規制委員会に報告している（乙A189のi, vi, 49ないし72頁）。

いずれにせよ、鈴木氏らのいう地表変状は、既に被告が「将来活動する可能性のある断層等」として評価済みの区間内に存在するものであって、これまでの被告の断層評価が問題となるものではない。

イ「(2) 地震が志賀原発に及ぼした直接的な影響」について

(ア)「ア」について

概ね認める。

ただし、原告らは、399.3ガル、957ガル、871ガルといった数値を挙げるが、これらは前提が異なり単純に比較できるものではない。

すなわち、原告らがいう「399.3Gal」とは、1号機原子炉建屋地下2階床（EL. -1.6m）に設置された保安確認用地震計により記録された最大加速度であり（同地震計については、乙A190の参考「令和6年能登半島地震に対する志賀原子力発電所の耐震健全性確認について」の15, 16頁参照。）、「957Gal」及び「87



1 G a l」とは、本件敷地岩盤中（E L . - 1 0 m）の観測記録から求められた1号機及び2号機それぞれの原子炉建屋基礎下端（1号機はE L . - 7 . 1 m，2号機はE L . - 4 . 7 m）における最大応答加速度（東西方向，固有周期0 . 4 7 6 2秒）である（乙A 1 9 1の参考2，3頁）。

この点，最大加速度（最大加速度振幅ともいう。）とは，地震により生じた揺れの加速度の最大値をいい，最大応答加速度とは，当該地震により生じた揺れにより発生する建物等の揺れの加速度の最大値をいう。また，固有周期とは，建物，構築物，機器・配管等の設備といった構造物それぞれが揺れて一往復する固有の時間をいい，前記2(1)ウで述べたとおり，「実際の地震波はさまざまな周期の波が含まれている」（乙B 1 7 7）ことから，同じ地震波であっても，異なる固有周期を持つ各建物等の最大応答加速度はそれぞれ異なる。

一例を挙げれば，上記「9 5 7 G a l」及び「8 7 1 G a l」は，周期0 . 4 7 6 2秒における最大応答加速度であり，周期0 . 0 2秒における最大応答加速度は，それぞれ「2 6 4 G a l」及び「2 5 4 G a l」である（乙A 1 9 1の参考2，3頁）。また，被告が，基準地震動の値としてパンフレット（乙A 7 3の3頁）等に記載している「6 0 0 G a l」及び「1 0 0 0 G a l」は，解放基盤表面（E L . - 1 0 m。周期0 . 0 2秒）における最大応答加速度である（乙A 1 9 1の参考1頁）。

(1) 「イ」について

概ね認める。

ただし、原告らが主張する本件原子力発電所の「被害、トラブル」（原告ら第57準備書面27頁）は、以下に述べるとおり、いずれも安全上問題となるものではなく、本件原子力発電所の安全は確保されている。

a 「(ア)」(変圧器) について

平成26年9月24日付け被告準備書面(11)25頁でも述べたとおり、新規制基準においては、事故時に外部電源に期待しないこととされていることから、外部電源から受電する変圧器は安全上重要な設備には当たらない。

なお、令和6年能登半島地震に際し、本件原子力発電所の外部電源は、5系統中3系統が維持されている（赤住線（1系統）：6万6000キロボルト、志賀原子力線（2系統）：27万5000キロボルト）。被告は、残り2系統（志賀中能登線（2系統）：50万キロボルトから6万6000キロボルトに降圧予定）についても、移動式変電所を用いて受電することとしている（乙A192の添付資料）。

念のため述べると、1号機起動変圧器（5万2200リットル中の約3600リットル）及び2号機主変圧器（12万2500リットル中の約1万9800リットル）から漏えいした絶縁油についてはいずれも回収済みである（乙A193の別紙2の1，5頁）。また、1号機起動変圧器については、耐震安全性を強化した上で、復旧が完了している（乙A193の添付資料）。

b 「(イ)」(モニタリングポスト) について

令和6年能登半島地震に際し、被告が設置、管理する本

件敷地内のモニタリングポスト7局は、同地震の前後を通じていずれも正常に測定しており、外部への放射能の影響がないことを確認している。

また、地方公共団体が設置、管理する本件敷地外のモニタリングポスト116局のうち、本件原子力発電所から15キロメートル以内の各局はいずれも正常に測定しており、原告らのいう15キロメートル以遠で一時的に欠測した18局も順次復帰している（甲A159の2の2，3頁）。

この点、山中伸介・原子力規制委員会委員長も、令和6年2月7日の記者会見において、「万が一、原子力発電所で異常があった場合、放射性物質の放出があった場合に、15km以内のモニタリングポストはきちっと測定が継続できておりますので、モニタリングは大きな問題はなかったというふうに思っております。」（乙A194の9頁。甲A156の5頁も同旨）と述べている。

c 「(ウ)」(使用済燃料貯蔵プール) について

令和6年能登半島地震に際し、本件原子力発電所においては、1号機使用済燃料貯蔵プールから約95リットル、2号機使用済燃料貯蔵プールから約326リットルのプール水が飛散したものの、プール水位低下量は1号機が約0.8ミリメートル、2号機が約1.3ミリメートルといずれもごくわずかで使用済燃料の冷却等には何ら影響はない。また、プール水はふき取り済みであり、外部への放射能の影響もない（乙A193の別紙2の2，6頁）。

その他、1号機燃料プール冷却浄化系ポンプが一時的に停止したものの、約40分後に再起動している（甲A10

5の2頁, 甲A159の1の2頁)。また, 2号機使用済燃料貯蔵プール内に保管されていた原子炉冷却材再循環ポンプの検査装置の一部が同プール底部に落下したものの, 落下物は軽量(ポリエステル製)であり, 既に回収済みである(甲A105の15頁)。これらの事象も, いずれも使用済燃料の冷却等において問題となるものではない。

d 「(エ)」及び「(オ)」(津波)について

令和6年能登半島地震に際し, 本件原子力発電所においては, 2号機取水ピットにおける水位変動量として, T. P. プラス3.3メートルを観測しており, また, 本件敷地前面では, 平面二次元解析結果に基づく遡上高としてT. P. プラス4.0メートルを確認しているところ(乙A189の73頁), いずれにせよ, 平成26年の本件2号機原子炉設置変更許可申請における基準津波(T. P. プラス7.1メートル。なお, 敷地高さはT. P. プラス11メートル)を大幅に下回っており, 津波による安全上の問題は無い。

この点, 本件原子力発電所においては, 津波対策として, T. P. プラス11メートルの敷地に, 高さ4メートルの鉄筋コンクリート造の防潮堤を設置しているほか, 取水ピット及び放水ピットの周囲に鋼製の防潮壁を設置しており, 令和6年能登半島地震に際し, 1号機放水槽周囲の防潮壁の南側に, 埋戻部の沈下による数センチメートルの傾きが確認されたものの, 機能に影響はなく, 沈下部分の隙間は仮復旧が完了している(乙A193の別紙2の2頁)。

なお, 原告らは, 「その後の解析で, 到達した津波の高

さは約4メートルであったと訂正されている」(原告ら第57準備書面31頁)などと述べるが、津波高が約3メートル、遡上高が約4メートルなのであって、両者は前提が異なる数値であるから、「訂正」したなどとする原告らの主張は、何ら根拠がない(甲A109の添付資料3の5頁, 乙B178)。

e 「(カ)」ないし「(ク)」(段差等)について

令和6年能登半島地震に際し、本件原子力発電所においては、1号機高圧電源車使用箇所付近で数センチメートル程度の段差が発生したものの、電源車の使用上、何ら支障があるものではなく、被告は再舗装を完了している(乙A193の別紙2の3頁)。

また、本件敷地前面海域の物揚場の埋立部において、コンクリート舗装の沈下が発生したものの、安全上も使用上も何ら問題となるものではない(乙A193の別紙2の9頁)。この点、原告らは、「原子炉を冷却する海水の取水口に近い」(原告ら第57準備書面31頁)と述べるが、取水機能に何ら支障は発生していない。

さらに、本件敷地内において、地盤の変状(沈下、舗装の亀裂)が全79箇所で認められたものの、盛土や埋戻土の揺すり込み沈下及び舗装の変形によるものであり、安全上問題となるものではない(乙A189のii頁)。この点、地盤の変状については、後記第3の2で述べるとおり、令和6年4月12日の第1245回審査会合において審議済みである。

(2)「2 令和6年能登半島地震から明らかになった志賀原発の5つの問題点」について

ア「(1) 志賀原発の他の沿岸断層などについて、見落としや過小評価がある可能性が否定できないこと」について

(ア)「ア」について

甲A104号証に原告らが引用する記載があることは認め、その余は知らないし争う。

なお、国の地震調査研究推進本部においては、令和6年能登半島地震は、「能登半島西方沖から北方沖、北東沖にかけては、主として北東－南西方向に延びる複数の南東傾斜の逆断層が活断層として確認されている。この活断層が今回の地震に関連した可能性が高い。」として、既知の活断層が活動したものと評価されている（甲A93の3頁）。

(イ)「イ」について

知らないし争う。

富来川南岸断層については、前記(1)ア(イ)で述べたとおりである。

なお、原告ら第57準備書面35頁20行目の「走行」は「走向」の誤記と解される。

(ウ)「ウ」について

答弁書、甲A113号証及び甲A115号証に原告らが引用する記載があることは認め、その余は知らないし争う。

被告は、平成26年の新規制基準適合性審査申請において、能登半島北部沿岸域断層帯につき、マグニチュード8.1の地震を想定していたところであり（乙A47の6－5－59頁）、「過小に見積もり」（原告ら第57準備書面37

頁)との指摘は当たらない。

(I)「エ」について

争う。

なお、原告らは「巖門、赤住港などの複数の地点でいわゆる海食ノッチが今回の地震前に確認されている。」(原告ら第57準備書面38頁)とするが、同地点にノッチ(海食によって生じた岩壁の窪み)が存在すること自体は認めるものの、平成27年5月18日付け被告準備書面(15)で明らかにしたとおり、原告らはノッチの認定を誤っている。

イ「(2) 今回の地震で生じた地震動や地盤隆起が志賀原発周辺で発生する可能性を一切考慮していないこと」について

(7)「ア」について

第1段落は概ね認める。

第2段落のうち、甲A118号証に原告らが引用する記載があることは認める。

(イ)「イ」について

a「(7)」について

争う。

原告らは、K-NET富来観測点で観測された2828ガルと、基準地震動1000ガルとを単純に比較しているが、富来観測点の2828ガルは東西方向、南北方向、上下方向の3つの成分を合成したものである一方、1000ガルは東西方向、南北方向それぞれの数値であることから、単純に比較することはできない。

さらにいえば、特定の地点で観測される地震動は、観測地点ごとに異なる伝播特性、増幅特性といった地域特性の

影響を強く受けるものであるところ、K-NET富来観測点の設置地盤は、標高約75メートルの丘の上に設置されており（表層5メートル程度に火山灰質粘性土が堆積している。）、岩盤に直接設置されている本件原子力発電所とは地域特性が大きく異なることから、同地点で観測された地震動をもって本件原子力発電所の耐震安全性を論ずることはできない（乙B179、乙B180）。

また、原告らは、新潟県中越沖地震における東京電力柏崎刈羽原子力発電所の事例について述べるが、甲A120号証5頁に記載のとおり、同発電所は軟岩サイトであり、本件原子力発電所と同列に論じることはできない。

b 「(イ)」について

争う。

令和6年能登半島地震に際し、本件敷地地盤において、安全上問題となるような地殻変動が発生していないことは、第1245回審査会合で確認されているところであり、原告らが述べる主張は、単なる憶測ないし想像を述べるものに過ぎない。

付言すると、被告は、常設の海水ポンプが損傷した場合に冷却用の海水を取水するための可搬型ポンプを配備するとともに、万一全ての海水が取水できない場合は、大容量淡水貯水槽や大坪川ダムの水を用いて可搬型ポンプにより冷却することとしており、原子炉及び使用済燃料貯蔵プールを安定的に冷却することが可能である（乙A73の9、10頁）。



ウ「(3) 志賀原発の敷地内断層に関する調査、検討が不十分であること」について

争う。

令和6年能登半島地震の知見を踏まえても、本件敷地内断層が「将来活動する可能性のある断層等」に該当しないことが再確認されたことは、後記第3の2で述べるとおりである。

なお、原告ら第57準備書面43頁20行目の「走行」は「走向」の誤記と解される。

エ「(4) 志賀原発の施設や機器が実際には基準地震動を満たすように設計・設置されていないこと」について

(7) 「ア」について

争う。

原告らは、「957Gal」、「871Gal」、「399.3Gal」といった数値を単純に比較しているところ、かかる比較が何ら科学的妥当性を有するものでないことは、前記(1)イ(7)で述べたとおりである。

また、令和6年能登半島地震の観測記録の応答スペクトルは、全ての周期帯において、被告が平成26年の新規制基準適合性審査の申請に際して策定した基準地震動 $S_s - 1$ を下回っている（甲A105、甲A159の1）。

なお、上記応答スペクトルは、一部の周期帯において、被告が平成18年の新耐震指針に基づいて策定した基準地震動 $S_s - 1$ を上回っているものの、被告は、原子炉建屋及び原子炉建屋内設備の耐震健全性が十分確保されていることを確認している（乙A190の添付資料1、参考）。

(1) 「イ」について

争う。

原告らは、変圧器について、「基準地震動を満たすものを実際に被告が設置しておらず、耐震性が不足していた」（原告ら第57準備書面45頁）などと主張するが、前記(1)イ(イ)で述べたとおり、新規制基準においては、事故時に外部電源に期待しないこととされていることから、外部電源から受電する変圧器は安全上重要な設備には該当せず、「基準地震動を満たす」ことが求められるものではない（基準地震動による地震力に対し安全機能を保持することが求められるのは、耐震重要度分類Sクラスの施設である。乙B169の263頁参照）。

詳細は以下のとおりである。

a 変圧器の揺れについて

原告らは、「今回の地震により、500Galの揺れに耐えられる必要のあった変圧器がそれを下回る399.3Gal以下の揺れで故障した」（原告ら第57準備書面45頁）などと主張する。

しかし、被告は、令和6年能登半島地震の観測記録を用いて解析した結果、変圧器が設置されている敷地地盤上の最大加速度は概ね500ガル以下であったものの、変圧器の一部部品において共振が発生したこともあり、変圧器の上部等では応答加速度が500ガルを超えていることを確認している（乙A195の添付資料）。

この点、被告は、本件原子力発電所の更なる信頼性向上のため、変圧器における共振を抑制するなど、令和6年能

登半島地震の知見を踏まえた地震対策（耐震安全性の向上）を進めることとしており（乙A195の添付資料6頁）、山中委員長も、同年6月5日の記者会見において、「耐震性を上げられるのではないかなと思います。例えば、そういう弱い部分にサポートをつける」（乙A196の8頁）と述べている。

また、原告らのいう「399.3Gal」とは、前記(1)イ(ア)で述べたとおり、令和6年能登半島地震における1号機原子炉建屋地下2階床（EL. -1.6m）に設置された保安確認用地震計により記録された最大加速度であるところ、変圧器が設置されているのは屋外の敷地地盤（EL. +11.0m）であって、互いの位置が全く異なる（なお、「500Gal」とは、JEAG5003「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づく、地表に変圧器を設置する際の設計用地震力（同指針では、 $5\text{ m/s}^2$ と定められている。）の数値である。）。

この点、山中委員長も、令和6年3月4日の参議院予算委員会において、「三百九十九ガルは、志賀原子力発電所一号機の原子炉建屋地下二階に設置された地震計で記録された最大加速で、加速度でございます。今回損傷した変圧器が受けた加速度と必ずしも同じではないため、五百ガルの耐震性能があるはずなのに三百九十九ガルで損傷したとの御指摘は必ずしも当たらないと考えております。」（乙A197の21頁）として、両者を単純に比較することはできないと説明している。

b 地震動の減衰ないし増幅について

原告らは、「同じ場所であれば震源により近い地下の方から地上に上がるにつれて揺れは減衰していくと常識的に考えられる」（原告ら第57準備書面45頁）などと述べる。

しかし、地震動が「減衰」とされているのは、震源から観測地点地下深部までに地震波が伝わる際の現象で、伝播特性といわれるものであり、一方、原告らがいう「地下の方から地上に上がるにつれて」現れる現象は、増幅特性といわれるものであって、地上に上がるにつれて地震動が「増幅」するものである（乙B169の244ないし246頁）。

この点、本件敷地の地盤における令和6年能登半島地震の観測記録によれば、地下から地上に向かうに伴い最大加速度が大きくなっている（地震動が増幅している）ことが確認されており（乙A198の42ないし44頁）、原告らの主張は誤りである。

なお、原告ら第57準備書面46頁の図は、単純に比較できない数字を並べたものである上、前記(1)イ(7)で述べたとおり、本件1、2号機では建屋基礎版の標高が異なるところ、原告らは、「957Gal」と「871Gal」を同一の高さであるかのように記載しており、不正確である（乙A191の参考資料2、3頁）。

c 樋口英明元裁判官の見解について

原告らは、樋口英明元裁判官の著書（甲B405）を引用するところ、原子力発電所の運転差止に係る同氏らの判

決・決定は、いずれも取り消す判断が確定しており、同氏の原子力発電所の安全性に係る事実認定の誤りが明らかとなっている（甲D1：福井地方裁判所平成26年5月14日判決・判例時報2228号72頁を取り消した名古屋高等裁判所金沢支部平成30年7月4日判決・判例時報2413・2414号71頁，甲D4：福井地方裁判所平成27年4月14日決定・判例時報2290号13頁を取り消した同裁判所同年12月24日決定・同号29頁）。

一例を挙げれば、樋口氏は、原子力発電所の耐震安全性について、「配管を丈夫にするためには太い配管に取り替えることが考えられます」（甲B405の60頁。原告ら第57準備書面46頁）などと述べるが、日本原子力学会「東京電力福島第一原子力発電所事故に関する調査委員会」委員等を歴任した宮野廣・法政大学客員教授（当時）は、「福井地裁は『配管の厚みを増すなどして耐震性を高めるべきだ』という指摘をしているが、そうすると今度は配管の重さが増して配管の震動が強くなり、より破損のリスクが高まってしまう。」（乙B51。なお、配管の耐震安全性向上工事としては、振動防止のサポートを設置するのが通例である。乙A73の4頁参照）として、樋口氏が耐震安全性を正しく理解していないことを指摘している。

d 本件原子力発電所の基準地震動に係る経緯について

原告らは、「志賀原発の基準地震動は、建設当時は490Gal，東日本大震災後に600Gal，その後1,000Galへと推移している。」（原告ら第57準備書面48頁）と述べる。

しかし、原告らのいう「600Gal」とは、平成18年の新耐震指針に基づき、平成20年に被告が策定した基準地震動であるから、「東日本大震災後」とする原告らの主張は、耐震指針の改訂と平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震に係る事実関係を誤認した主張である。

オ「(5) 避難計画の問題、避難の困難性」について

争う。

原告らは、地震と原子力発電所の事故が同時に起きる「原発震災」なるものについて述べるが、令和6年能登半島地震に際し、本件原子力発電所に起因して避難を要するような事態は発生していない。

また、本件は、人格権に基づく本件原子力発電所の運転差止訴訟であるところ、本件原子力発電所から放射性物質が大量に放出される具体的危険性が立証されていない以上、避難計画に係る主張のみでは差止めの理由とはならない。

この点、名古屋高等裁判所金沢支部平成30年7月4日判決（判例時報2413・2414号71頁。確定）においては、「人格権に基づく原子力発電所の運転差止めの当否を考えるに当たって、緊急時の避難計画が作成されていなかったり、あるいはその内容に瑕疵があったとしても、そのことによって直ちに原子力発電所の危険性が肯定されるとか、運転の差止めという結論が導かれるものではなく、そもそも当該原子力発電所について人格権の侵害を招くような重大事故等を起こす具体的危険性があるか否かが検討されるべきであり、その危険性が肯定される場合に運転の差止請求が認められるというべきである。

（略）また、1審原告らは、福井県やおおい町の策定した地域

防災計画等による防災対策の内容を縷々論難するが、上記のとおり、人格権に基づく原子力発電所の運転差止請求の当否を考えるに当たって、基本的には避難計画の策定や内容の是非は争点とならないこと、加えて、本件発電所における安全確保対策、ないし異常の発生・拡大の防止対策、重大事故等対策に不合理な点はないことなどのこれまでの説示に照らせば、上記にいう1審原告らの指摘を検討する必要はない。」(同130頁)と判示されている。

また、大阪高等裁判所令和6年3月15日決定(乙D60:裁判所ウェブサイト。確定)においても、「抗告人らは(略)令和6年1月1日に発生した能登半島地震の被害状況に照らしても、地震による原発事故が発生すれば、住民らは屋内退避をすることができず、避難経路の寸断のために避難することもできず孤立し、放射性物質が漂う屋外で被ばくを強いられることになるから、周辺住民の生命、身体が侵害される具体的危険がある旨主張する。そこで判断すると(略)抗告人らの申立てが認められるためには(略)人格権に対する直接的な侵害行為、すなわち本件発電所自体が安全性に欠け、その運転に起因する放射線被ばくにより、周辺住民の生命、身体に直接的かつ重大な被害が生ずる具体的危険性があると一応認められることを要するというべきである。ところが、原審及び当審における抗告人らの主張を踏まえ検討しても、上記判断のとおり、本件において、放射性物質が本件発電所の外部に放出される事態が発生する具体的危険があることについて疎明があるとはいえないから、仮に重大事故が発生した場合における避難計画の不備につき検討するまでもなく、抗告人らの主張は採用できな

い。」(同21, 22頁)と判示されている。

さらに、広島高等裁判所松江支部令和6年5月15日決定(乙D61:裁判所ウェブサイト。確定)においても、「債権者らが主張する人格権侵害の危険は、本件原子炉において異常な水準で放射性物質が本件発電所敷地外に放出されるような重大な事故が発生した場合に、実効性を欠く避難計画の下に困難な避難を強いられることにより、上記事故により放出された放射性物質による放射線に被ばくする危険があるというものであるから、上記事故が発生する具体的危険性があることがその前提となっているというべきである。しかるに、これまで検討してきたところに照らすと、上記事故が発生する具体的危険性について疎明があったということとはできない。そうすると、債権者らの上記主張は、上記の前提を欠くものといわざるを得ない。

(略) 深層防護の第5の防護レベルについて、災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法の要求する措置が講じられていないあるいは不十分であることのみを根拠として人格権侵害の具体的危険が存在するとする債権者らの主張は採用できない。」

(同102頁)と判示されている。

なお、令和6年4月26日付け上申書で述べたとおり、本件原子力発電所周辺の避難計画を踏まえた緊急時対応について、岸田文雄・内閣総理大臣(当時)は、同年2月2日の参議院本会議において、「志賀原発及び柏崎刈羽原発の立地地域においては、既に自然災害と原子力災害との複合災害を想定し、地震と原子力災害が同時に発生した際には、まずは地震に対する安全確保を優先するという防災基本計画の考え方も踏まえながら、緊急時対応の取りまとめに向けて取り組んでいるところであり、



今般の地震で得られた教訓をしっかりと踏まえて取りまとめを行ってまいります。」(乙A199の18頁)として、令和6年能登半島地震を踏まえて取りまとめを行うとの方針を示している。カ「(6) 小括」について

争う。

4 「第4 被告準備書面(34)に対する反論」について

なお、以下では、原告らの主張に対する認否にとどめており、具体的な反論は、後記第3の3で詳述する。

(1) 「1 被告準備書面(34)について」について

第1段落は認め、第2段落は争う。

原告らの反論は何ら理由がないことについては、後記第3の3で詳述する。

(2) 「2 鉱物脈法は断層の活動性を否定する決定的根拠とならないこと」について

ア「(1)」について

概ね認める。

イ「(2)」について

(ア)「ア」について

甲B406号証及び甲B407の1号証に原告らが引用する記載があることは認め、その余は否認ないし争う。

(イ)「イ」及び「ウ」について

否認ないし争う。

(ウ)「エ」及び「オ」について

甲B408号証に原告らが引用する記載があることは認め、その余は否認ないし争う。

(E) 「カ」について

争う。

ウ 「(3)」について

争う。

(3) 「3 活動性の痕跡が認められた地点と異なる地点での上載地層法の調査結果によって活動性を否定することには問題があること」について

ア 「(1)」について

認める。

イ 「(2)」について

争う。

(4) 「4 令和6年能登半島地震に関する知見が一切踏まえられていない調査・評価であること」について

争う。

令和6年能登半島地震の知見を踏まえても、本件敷地内断層が「将来活動する可能性のある断層等」に該当しないことが再確認されたことは、後記第3の2で述べるとおりである。

(5) 「5 小括」について

争う。

5 「第5 求釈明事項」について

「求釈明事項に対する回答書」で回答したとおりである。

6 「第6 結語」について

争う。

第3 令和6年能登半島地震の知見を踏まえても本件敷地内断層は「将来活動する可能性のある断層等」に該当しないこと

1 はじめに

原告らは、第57準備書面第4において、被告による本件敷地内断層の調査手法には問題があり、また、令和6年能登半島地震の知見が踏まえられていないことから、S-1、S-2・S-6は「将来活動する可能性のある断層等」ではないとする準備書面(34)における被告主張は理由がないなどと反論する。

そこで、以下、令和6年能登半島地震を踏まえても本件敷地内断層が「将来活動する可能性のある断層等」に該当しないことが再確認されたことを述べた上で(後記2)、原告ら第57準備書面第4における「被告準備書面(34)に対する反論」なるものが全く当を得ないものであること(後記3)を明らかにする。

2 令和6年能登半島地震後の調査において本件敷地内断層は「将来活動する可能性のある断層等」ではないことが再確認されたこと

(1) 被告の調査

被告は、令和6年能登半島地震を踏まえ、本件敷地内断層について、以下のとおり、詳細な調査を実施し、同地震に伴って本件敷地内断層が活動した痕跡(上載地層の変位・変形、新たな割れ目、せん断面、引きずり等)は認められず、また、本件敷地内断層以外の断層の存在を示唆する状況も認められないことを確認している(乙A189のii, iii, 1, 2, 4ないし35頁)。

まず、本件敷地内断層のうち、陸域及び海域それぞれにおいて相対的に規模の大きな断層であるS-1、S-2・S-6、S-4、K-2及びK-3について、露頭調査を実施し、令和6年能

登半島地震に伴って活動した痕跡がないことを確認した。

また、令和6年能登半島地震に際し、本件敷地内において、複数箇所では地盤の変状（沈下及び舗装の亀裂）が生じたところ、これらの変状と断層活動の関係性を確認するため、掘削調査を実施し、変状はごく表層のみで発生しており、断層活動によるものではないことを確認した。

さらに、本件敷地の地表面の変位の有無を確認するため、INSAR解析（人工衛星や飛行機等から地表に電波を照射することで地表面の変動を把握する手法）を実施し、本件敷地内断層に沿って地表面に変位を示す傾向は認められず、また、本件敷地内断層以外の断層の存在を示唆するような直線的・連続的な変位を示す傾向も認められないことを確認した。

## (2) 第1245回審査会合

令和6年4月12日に開催された新規制基準適合性審査の第1245回審査会合において、「志賀原子力発電所の令和6年能登半島地震後の状況確認及び審査内容への影響について」審議がなされた（乙A200の2頁）。

被告は、同会合において、前記(1)で述べた本件敷地内断層に係る調査結果等について説明した。

これに対し、原子力規制委員会からは、「敷地内断層につきましては、今回の地震を踏まえましても、活動の痕跡、あとは変位を示す傾向、こういったものが認められないということで、既往の評価影響がないという事業者の評価につきましては、審査チームとしてもおおむね理解ができました。」（乙A200の54頁）とのコメントがなされるとともに、「調査結果につきましては、現状の把握の観点から可能であれば（略）現地確認を行いまして、

現状を現場で直接確認させていただければと」(乙A200の54頁)として、現地調査を実施するとの方針が示された。

また、原子力規制委員会の石渡明委員(当時)からは、「噴砂がないとか、パイプ類の浮き上がりとか、そういうものもなかったとかですね。なかったということも大事だと思うので、そういう観察事実をきちんと書いていただいて、こういう根拠があるから液状化は発生していないということを、少なくとも2ページぐらいは使って、きちんと書いていただきたいと思います」として、敷地において液状化が発生しなかった理由等について、データの充実を求めるコメントがなされた(乙A200の68頁)。

### (3) 現地調査

前記(2)で述べた審査会合での議論も踏まえ、令和6年4月19日に原子力規制庁の山岡参事及び大島原子力規制部長らによる現地調査が実施された。

現地調査においては、本件敷地内断層に係る調査地点としては、S-1の活動性評価に用いた駐車場南側法面、S-2・S-6の活動性評価に用いたNo.2トレンチ、S-4の連続性検討に用いた35m盤法面(活動性評価に用いた35m盤トレンチの至近に位置する。)及びK-2、K-3等の連続性検討に用いた海岸部露岩域(活動性評価に用いたボーリング調査地点を含む。)について確認が行われた(乙A201の10, 11, 17ないし21, 26ないし30頁)。

その結果、いずれの地点においても、令和6年能登半島地震に伴って本件敷地内断層が活動した痕跡(上載地層の変位・変形、新たな割れ目、せん断面、引きずり等)は認められず、本件敷地内断層は「将来活動する可能性のある断層等」ではないとする被

告の評価が適切であることが確認された（乙A202）。

また、令和6年能登半島地震に際し、本件敷地内において地盤の変状（沈下及び舗装の亀裂）が認められた箇所についても確認が行われた（乙A201の12ないし16，23ないし25，31頁）。

その結果、いずれの地点においても、これらの変状が断層活動の影響によるものではないこと、すなわち、令和6年能登半島地震に伴って本件敷地内断層が活動していないとする評価が裏付けられるとともに、本件敷地内断層以外に本件敷地において断層の存在を示唆する状況が認められないことが確認された（乙A202）。

#### (4) 第1282回審査会合

令和6年9月6日に開催された新規制基準適合性審査の第1282回審査会合において、「志賀原子力発電所 令和6年能登半島地震後の状況確認」について審議がなされた（乙A203の3頁）。

被告は、同会合において、前記(2)及び(3)で述べた、第1245回審査会合及び現地調査における原子力規制委員会からのコメントに回答し、本件敷地において液状化が生じなかった理由等について説明した（乙A204の6頁）。

これに対し、原子力規制委員会からは、「敷地内断層及び福浦断層につきましては、これで、概ね適切な回答がなされているものと評価をいたします。」（乙A203の67頁）とのコメントがなされ、令和6年能登半島地震による本件敷地への影響に係る審議が完了した。

(5) 小括

以上のとおり、被告は、令和6年能登半島地震後にあらためて本件敷地内断層の調査を実施し、同地震においても同断層はずれ動いておらず、「将来活動する可能性のある断層等」ではないとの評価を変更する必要がないことを確認しており、原子力規制委員会もかかる被告の評価を妥当と判断している。

3 「被告準備書面(34)に対する反論」について

(1) 「第4の2(2)アについて

ア 原告らの主張

原告らは、被告がS-1及びS-2・S-6の活動性の調査に用いた鉍物脈法について、信頼性、精度等が決して高くないと主張する(原告ら第57準備書面50ないし52頁)。

イ 被告の反論

準備書面(34)21頁で述べたとおり、鉍物脈法については、令和4年度第82回原子力規制委員会定例会議において、石渡委員から、「私が着任する前に唯一許可が出た川内原子力発電所、ここの敷地内断層の評価も実は鉍物脈法で行われております。それで、その後、6施設(被告注:下記参照)について、今まで鉍物脈法で判断してきた実績がございます。」(乙A146の13頁)として、多数の実績がある信頼性の高い評価方法であることが説明されているところであり、本件原子力発電所以外に、主に鉍物脈法により敷地内の断層の活動性評価が行われた施設としては、九州電力川内原子力発電所、四国電力伊方発電所、中国電力島根原子力発電所、関西電力高浜発電所、同美浜発電所及び東北電力女川原子力発電所の6施設がある(乙A145の3頁、乙B181)。

この点、本件原子力発電所の鉍物脈法については、イライト及びスメクタイトの混合層（I/S混合層）及び碎屑岩脈が用いられているところ、原告らは、被告によるI/S混合層や碎屑岩脈の生成年代評価については、何ら具体的に反論することもないまま、抽象的に「鉍物脈の年代を決定するのは難しい（原告ら第57準備書面51頁）などと論難するに過ぎない。

そして、準備書面(34)で詳述したとおり、本件原子力発電所に係る原子力規制委員会の新規制基準適合性審査の審査会合においては、原子力利用における安全の確保を図るため、原子炉に関する規制を一元的につかさどり、専門的知見に基づき中立公正な立場で独立して職権を行使することとされている原子力規制委員会により（同委員会設置法1条）、高度の科学的、専門技術的知見に基づき、被告から提出された膨大な資料を踏まえ、慎重な審議が尽くされたところであり、かかる審議の結果、被告の鉍物脈法による調査結果も踏まえ、S-1及びS-2・S-6を含む本件敷地内断層はいずれも「将来活動する可能性のある断層等」ではないとの評価がなされている。

具体的には、被告は、鉍物脈の形成年代について、ボーリング調査だけではなく、文献調査に加え、敷地地下の温度検層も実施し、能登半島の形成史も踏まえた慎重な検討を行った結果、少なくとも、後期更新世以前であることを確認しており、この点、審査会合において複数回の会合にわたり、慎重な審議が行われた上で、被告の評価が妥当とされている。

付言すると、原告らは、平成25年の審査ガイド策定時の議論を取り上げるが、かかる策定中の議論は鉍物脈法の信頼性を否定するものではなく（上記のとおり、令和5年3月の石渡



委員の発言時点においては、既に、鉾物脈法は多数の実績のある信頼性の高い評価方法とされている。)、また、被告は、S-1及びS-2・S-6について、鉾物脈法のみならず上載地層法によっても、活動性がないことを確認している(原告らの上載地層法に係る主張に対する反論は後記(4)で詳述する。))。

(2)「第4の2(2)」イ及びウについて

ア 原告らの主張

原告らは、被告がS-1及びS-2・S-6の活動性の調査に用いた鉾物脈法について、被告による変質鉾物の生成年代評価が正しいとしても、鉾物の形成時期と鉾物脈の形成時期は必ずしも同時期であると言い切ることはできないと主張する(原告ら第57準備書面52, 53頁)。

イ 被告の反論

原告らの主張は、主に甲A125号証の雑誌記事(なお、当該記事は、『日本共産党中央委員会理論政治誌 前衛』2023年5月号に掲載されたインタビュー記事であって、学術論文等ではない。)に依拠したものであるところ、原告ら(ひいては原告らが依拠する立石氏)は、被告によるI/S混合層を用いた鉾物脈の評価手法を正しく理解しておらず、原告らの主張は前提において誤っている。

すなわち、原告らは、「鉾物が何らかの条件で流動化して」、「鉾物を沈殿させる」(原告ら第57準備書面52頁)などと、I/S混合層のように最新面等において変質を被って生成した鉾物脈とは異なる鉾物脈の生成過程を示して、鉾物の形成時期と鉾物脈の形成時期が異なる場合がありうることを述べるに過ぎず、原告らの主張は被告による鉾物脈法の調査結果に問題が

あることの根拠とはならない。

この点、準備書面(34)23ないし25頁で述べたとおり、被告は、I/S混合層の生成過程について十分検討した結果、I/S混合層は、本件敷地内断層が断層活動によってずれ動いた後、その最新面及び最新ゾーン付近が約50度以上となることで変質を被って生成されたものであると評価している(乙A150の5.14-1-1ないし5.14-1-5頁)。

そして、鉍物脈の形成時期を含む本件敷地内断層の評価については、原子力規制委員会による慎重な審議がなされたところであって、被告が「即断」(原告ら第57準備書面52頁)したものではない。

(3)「第4の2(2)エないしカについて

ア 原告らの主張

原告らは、被告がS-1及びS-2・S-6の活動性の調査に用いた鉍物脈法について、最新面の認定が確実になされているか否かが明らかではなく、いわゆる注入脈の部分を鉍物脈として判断している可能性が否定できないと主張する(原告ら第57準備書面53ないし57頁)。

イ 被告の反論

原告らが述べる事項は、要するに、鉍物脈法の適用に当たっては、最新面の認定及び断層と鉍物脈の切断関係の確認が重要であり、それらの認定・確認には高度の科学的、専門技術的知見が必要であるというものである。

この点、被告が、断層の最新活動時期を表す最新面を適切に認定し、最新面と鉍物脈との切り合い関係が明確な箇所では評価を行うことが重要となることを十分認識した上で、鉍物脈法

を適用していることは、準備書面(34)25頁で述べたとおりであり、かかる被告の調査結果については、前記(1)で述べたとおり、原子力規制委員会により、高度の科学的、専門技術的知見に基づき、慎重な審議が尽くされている。

付言すると、被告は、最新面の認定に当たっては極めて慎重な検討を行っており、最新面が一つに限定できない場合は、最新面の可能性のある全ての面において、鉱物脈との関係を確認し、評価を行っている。

また、原告らは、いわゆる「注入脈」の可能性についても主張するが、被告はかかる知見も踏まえ、弓状構造や粒子の配列等の注入の痕跡が認められないことを確認しており(乙A149の5-61頁。この点、例えば、S-1については、乙A149の5-89頁参照)、原告らの主張は、被告の本件敷地内断層に係る調査・評価について何ら理解しないまま、単に抽象的な可能性をいうものに過ぎず、何ら理由がない。

#### (4)「第4の3」について

##### ア 原告らの主張

原告らは、①S-1についての上載地層法による調査結果は旧A・Bトレンチ地点のものではなく、②S-2・S-6についても、全トレンチについて網羅的に調査がなされていないから、被告の調査結果は原告らの主張や論拠を覆すものではないと主張する(原告ら第57準備書面57, 58頁)

##### イ 被告の反論

###### (ア) ①について

原告らは、S-1について、旧A・Bトレンチ地点において、上載地層法による調査が行われていないなどと批判

するが、旧A・Bトレンチは本件1号機の設置許可申請時に掘削されたトレンチであり、現存しない（なお、本件1号機の設置許可の審査においては、地質学等の専門家が当該トレンチを直接確認した上で、活動性は認められないとの判断がなされている。）。

それゆえ、準備書面(34)6頁でも述べたとおり、平成24年7月18日に、原子力安全・保安院は、被告に対し、S-1の旧A・Bトレンチの南東方延長部で断層を直接確認する等の追加調査の実施を指示したところであり（乙A33）、この点、平成25年に施行された新規制基準においても、「設置面での確認が困難な場合には、当該断層の延長部で確認される断層等の性状等により、安全側に判断すること」（実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈別記1の3）として、上記指示と同様の判断方法が規定されている。

そして、被告は、S-1について、走向・傾斜を踏まえてその分布を確実に把握した上で、上載地層法に係る調査地点であるS-1南東部の駐車場南東方トレンチにおいて、S-1が岩盤直上のHI a段丘堆積物に対し、変位・変形を与えていないことから、S-1の最新活動時期は、HI a段丘堆積物の堆積以前であることを確認している（乙A149の28ないし30、5-64ないし5-72、5-311ないし5-314頁、乙A150の5.4.1-1ないし5.4-1-12頁）。

また、被告は、S-1について、鉱物脈法による評価も実施しており、S-1北西部の旧A・Bトレンチの地下延

長部に当たる位置でボーリング調査を実施し、薄片観察の結果、I/S混合層が最新面を横断して分布し、最新面が不連続になっており、不連続箇所でのI/S混合層に変位・変形が認められないことから、S-1の最新活動時期がI/S混合層の生成以前であることを確認するとともに、駐車場南側法面に近接した位置でボーリング調査を実施し、薄片観察の結果、S-1の最新ゾーン全体を横断する砕屑岩脈に変位・変形が認められないことから、S-1の最新活動時期が砕屑岩脈の形成以前であることを確認している（乙A149の28, 29, 31, 5-64, 5-74ないし5-95, 5-311ないし5-314頁, 乙A150の5.4-2-1ないし5.4.2-41頁）。

このように、旧A・Bトレンチに近接した北西部で追加データを取得することは、原告らが令和2年7月6日付け第56準備書面22, 23頁で引用する、原子力規制委員会からの指摘を踏まえたものである。

この点、石渡委員も（なお、同委員は、平成26年の委員就任以降、一貫して本件原子力発電所の有識者会合にも携わっており、同会合における議論の経緯及び評価書の内容を熟知している。）、令和4年度第82回原子力規制委員会定例会議において、「今回、鉍物脈法で活動性がないと確認したのはどこかといいますと、旧A・Bトレンチよりも更に海側、S-2・S-6に近い、すぐ近くの側の黄色い○が二つ並んでいる、その場所（被告注：S-1北西部に当たるH-6.7孔及びH-6.6-1孔）のボーリング試料で、鉍物脈法で鉍物脈が断層によってずれていない

ということを確認しております。もし有識者の考えだと、この部分は必ず動いていなければいけないわけで、そこが全く動いていないということが確認されたということでございますので、活動性は否定ができるということになります。」(乙A146の13頁)として、S-1北西部の旧A・Bトレンチの地下延長部に当たる位置における鉱物脈法の評価結果によれば、S-1南東部はもとより、有識者会合評価書のいう北西部においても後期更新世以降活動していないことが明らかであると述べている。

(1) ②について

原告らは、S-2・S-6についても、全トレンチについて網羅的に調査がなされていないなどと主張するが、「全トレンチ」及び「網羅的」の意味するところが明らかではない上、原告らの主張は、被告の調査結果及び原子力規制委員会の評価を何ら理解せず、単に有識者会合評価書と異なる判断が示されたことへの不満を述べるものに過ぎない。

すなわち、被告は、S-2・S-6について、No. 2トレンチだけではなく、No. 1トレンチ及び事務本館前トレンチにおいても上載地層法による評価を実施し、S-2・S-6が岩盤直上の地層に変位・変形を与えていないことを確認している。また、薄片2点(F-8.5'孔及びK-6.2-2孔)について鉱物脈法による評価を実施し、I/S混合層が最新面を横断して分布し、最新面が不連続になっており、不連続箇所(I/S混合層)に変位・変形が認められないことから、S-2・S-6の最新活動時期がI/S混合層の生成以前であることを確認している

しいものであることが、複数の専門家から指摘されており（乙A75の15頁）、被告が、「凸状地形」凸状の頂部付近からボーリング調査を実施した結果、地下には有識者会合評価書のいう西側を隆起させるような断層は認められず、同地形は波蝕台形成時における岩盤上面の起伏を反映したものであることが確認されている（乙A150の5.5-1-57ないし5.5-1-88頁）。

(5) 「第4の4」について

原告らは、本件敷地内断層に係る被告による調査や原子力規制委員会による評価は、令和6年能登半島地震に関する知見が一切踏まえられていないと主張する。

しかし、前記2で述べたとおり、被告は、同地震後にあらためて本件敷地内断層を調査し、同地震においても同断層はずれ動いておらず、「将来活動する可能性のある断層等」ではないとの評価を変更する必要があることを確認しており、原子力規制委員会もかかる被告の評価を妥当と判断している。

(6) 小括

以上のとおり、原告らが「被告準備書面(34)に対する反論」として述べる事項はいずれも理由がなく、原告らの主張はS-1及びS-2・S-6が「将来活動する可能性のある断層等」であるとする根拠とはなりえない。

なお、原告らは、S-1及びS-2・S-6について述べるが、被告は、S-1及びS-2・S-6のみならず本件敷地に認められる断層全てについて、いずれも「将来活動する可能性のある断層等」ではないとの評価結果を得ており、この点、原子力規制委員会も被告の評価を妥当と判断していることを再度指摘しておく。

#### 第4 結語（今後の新規制基準適合性審査の見通し）

令和6年1月10日の記者会見で、山中委員長は、「今、地震・津波関係の審査を先行して、志賀のサイトでは行っておりますので、今できる審査と新知見を反映して評価をしなければならない。審査については、当然並行できる部分についてはだから並行する」（乙A205の17頁）として、本件原子力発電所の新規制基準適合性審査においては、令和6年能登半島地震の知見を反映して行う審査項目と、同地震の知見が影響を及ぼさない審査項目とを並行して審議するとの方針を示した。

この点、令和6年能登半島地震の知見については、国の地震調査委員会をはじめ、各種研究機関において調査、研究が行われている。

これを受け、被告は、令和6年4月12日の第1245回審査会合において、敷地周辺の地質・地質構造や震源を特定して策定する地震動、基準津波といった項目については、上記各種研究機関の調査、研究結果や被告による航空レーザ計測、地震計設置観測及び海底地形測量（海底地すべり調査）等の追加調査結果を反映していくとした。

また、「今後の適合性審査の進め方の要望」として、原子力規制委員会に対し、まずは、火山等の令和6年能登半島地震の知見が影響を及ぼさない項目について審査を進めるよう要望した（乙A189の102ないし104頁）。

そこで、令和6年6月21日、8月7日及び10月3日に、原子力規制庁により、審査会合に向けた被告からのヒアリングが実施されており、まずは火山に対する安全性に係る審議が先行して実施される見通しである（乙A206の3頁）。

以上に述べたとおり、今後も、原子力規制委員会においては、令和



6年能登半島地震に係る知見も含めた多方面にわたる極めて高度な最新の科学的、専門技術的知見を踏まえた審査が行われていくところである。

被告は、今後も、審査会合及びヒアリングの内容について、上申書等により御庁に報告していく予定である。

以 上